

志木市告示第 23 号

志木市建設工事等前金払取扱要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 11 日

志木市長 香川 武 文

志木市建設工事等前金払取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）附則第 7 条及び地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）附則第 3 条の規定に基づく前金払に関し必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象)

第 2 条 前金払の対象は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 3 項に規定する前払金保証事業の対象であって、次に掲げるものとする。

- (1) 1 件の請負代金額が 200 万円以上の建設工事
- (2) 1 件の委託金額が 200 万円以上の建設工事の設計、調査又は測量の業務委託（以下「設計等委託業務」という。）

(前金払の金額等)

第 3 条 前金払の金額は、次に掲げる区分に応じ当該各号で定める額とする。

- (1) 建設工事 請負代金額の 10 分の 4 以内の額（1 万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
- (2) 設計等委託業務 委託金額の 10 分の 3 以内の額（1 万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

2 継続費及び債務負担行為（以下「継続費等」という。）に基づく 2

年以上にわたる契約の前金払は、各会計年度の年割額に相当する部分の金額に対して行うこととする。

- 3 繰越明許費に基づく翌年度にわたる契約の前金払は、契約締結当初の請負代金額又は委託金額（以下「請負代金額等」という。）に対して行うこととする。

（前払金の請求）

第4条 前払金の支払を受けようとする者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、当該契約において定めた工事完成期限（継続費等に基づく2年以上にわたる契約の場合にあっては、請求する前金払に係る出来高の予定額の完成期限）又は履行期限（継続費等に基づく2年以上にわたる契約の場合にあっては、請求する前金払に係る出来高の予定額の履行期限）を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を添えて、請求書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、請求書を受理した日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

（中間前払金の対象）

第5条 当初の前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）は、1件の請負代金額が200万円以上で、かつ、工期が90日を超える建設工事を対象とする。

（中間前金払の要件）

第6条 中間前金払は、次の各号のいずれにも該当するときに行うことができるものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている建設工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた建設工事に係る作業に要する経費が、請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (4) 当初の前払金が支払済みであること。

- 2 継続費等に基づく2年以上にわたる契約の中間前金払については、

前項の規定を準用する。この場合において、同項第1号及び第2号中「工期」とあるのは「当該会計年度の工事実施期間」と、同項第3号中「既に行われた建設工事」とあるのは「既に行われた当該会計年度の建設工事」と、「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の年割額」と、同項第4号中「当初の前払金」とあるのは「当該会計年度当初の前払金」と読み替えるものとする。

(中間前金払の金額等)

第7条 中間前金払の金額は、請負代金額の10分の2以内の額(10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

2 継続費等に基づく2年以上にわたる契約の中間前金払は、各会計年度の年割額に相当する部分の金額に対して行うこととする。

3 繰越明許費に基づく翌年度にわたる契約の中間前金払は、契約締結当初の請負代金額に対して行うこととする。

(中間前金払と部分払の選択)

第8条 部分払を実施する建設工事において、中間前金払又は部分払の支払を受けようとする者は、中間前金払又は部分払のいずれかを選択し、市長にその旨を届け出なければならない。この場合において、届出書提出後の変更は、認めないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、継続費等に基づく2年以上にわたる契約については、契約締結時に中間前金払を選択した場合であっても、各会計年度における年割額の範囲内で、当該会計年度における出来高部分に応じて、当該年度末に部分払を受けることができるものとする。

(中間前金払の認定請求)

第9条 中間前払金の支払を受けようとする者は、中間前金払の認定請求に係る届出書に工事履行に関する報告書及び工程表を添えて市長に提出し、第6条第1項各号に規定する要件を全て満たしていることについての認定を受けなければならない。

(中間前金払の認定)

第10条 市長は、前条の規定による認定請求があったときは、請求内容が第6条第1項各号に規定する要件を全て満たしているか否かを審

査し、原則として7日以内にその認定の可否を決定し、中間前払金の認定に係る通知書により結果を請求者に通知するものとする。

(中間前払金の請求)

第11条 前条の規定において認定を受けた者が中間前払金の支払を受けようとする場合は、保証事業会社と、当該契約において定めた工事完成期限(継続費等に基づく2年以上にわたる契約の場合にあっては、請求する中間前払金に係る出来高の予定額の完成期限)を保証期限とする中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を添えて、請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、請求書を受理した日から14日以内に中間前払金を支払わなければならない。

(前払金及び中間前払金の額の変更)

第12条 市長は、前払金及び中間前払金を支払った後、契約内容の変更により請負代金額等が著しく増額した場合においては、その増額後の金額が、建設工事にあつては請負代金額の10分の6(中間前払金の支払を受けていない場合にあつては、10分の4)、設計等委託業務にあつては委託金額の10分の3から、既に支払った前払金及び中間前払金の額を差し引いた額の範囲内で、前払金及び中間前払金を追加して支払うことができる。この場合において、前払金及び中間前払金の支払を追加して受けようとする者は、あらかじめ保証契約を変更し、変更後の保証証書を添えて、請求書を市長に提出しなければならない。

2 前払金及び中間前払金の支払を受けた者は、契約内容の変更により請負代金額等が著しく減額された場合において、既に支払を受けた前払金及び中間前払金の額に、建設工事にあつては変更後の請負代金額の10分の6(中間前払金の支払を受けていない場合にあつては、10分の5)、設計等委託業務にあつては変更後の委託金額の10分の4を超えた額(以下「超過額」という。)が生じたときは、請負代金額等が減額された日から30日以内に当該超過額を返還しなければならない。ただし、市長は、この期間内に部分払の支払をしようとする

ときは、部分払の金額から当該超過額を控除することができる。

3 超過額が相当の額に達し、返還することが前払金及び中間前払金の使用状況から見て著しく不適當であると認められるときは、市長と受注者とが協議して返還すべき超過額を定めるものとする。ただし、請負代金額等が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、市長が定め、受注者に通知するものとする。

4 市長は、受注者が第2項に規定する期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、当該期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（前払金及び中間前払金の使途制限）

第13条 前払金及び中間前払金は、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める経費以外の経費に充てることができない。

(1) 建設工事 当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該建設工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費

(2) 設計等委託業務 当該業務の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料（測量の業務に限る。）、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費（測量の業務に限る。）、支払運賃、修繕費（測量の業務に限る。）及び保証料に相当する額として必要な経費

（前払金及び中間前払金の返還）

第14条 前払金及び中間前払金の支払を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還しなければならない。

(1) 前条の規定に違反したとき。

(2) 契約を解除したとき。

- (3) 受注者の責めに帰すべき理由によって、契約履行の進捗が著しく遅延したと認められるとき。
- (4) 保証契約を解除したとき。
- (5) その他市長が特に必要と認めたとき。
- (その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。